



みくには
ハートに愛

みくに 便り

立春も過ぎましたが寒い日が続きます。

4月には育児介護休業法・雇用保険法の改正があり、その後も在職年金を含む年金制度改正も予定されております。今後のみくに便りをご確認下さい。

2025年2月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



SNS等に労働者の募集に関する情報を載せる際の注意点

◆労働者の募集広告には、募集主の氏名等の表示が必要

職業安定法では、インターネットやX等のSNSを含む広告等により、労働者の募集に関する情報等を提供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています（第5条の4）。

昨今、インターネットで犯罪実行者の募集が行われる事案（闇バイト）が見られ、その中には、通常の労働者募集と誤解を生じさせるような広告等も見受けられることから、厚生労働省は、SNS等を通じて直接労働者を募集する際には、①募集主の氏名（または名称）、②住所、③連絡先（電話番号等）、④業務内容、⑤就業場所、⑥賃金の6情報は必ず表示するよう、事業者にかけています。

○「住所（所在地）」はどこまで記載すればよいか？
→ビル名、階数、部屋番号まで記載する必要があります。

○「連絡先」として何を記載すればよいか？
→電話番号、メールアドレスまたは、自社ウェブサイト上に備え付けられた専用の問合せフォームへのリンクのいずれかを記載する必要があります。

○氏名等の情報自体を記載せず、氏名等の情報が記載されている会社ウェブサイトの募集要項等のリンクを記載することでも問題ないか？

→会社ウェブサイトの募集要項等のリンクのみでは、そもそも求人であるかどうかも含め、誤解を招く可能性があるため、募集情報を提供する広告等自体に上記6情報を記載する必要があります。

○業務内容、就業場所および賃金については、職業安定法第5条の3や労働基準法第15条で求められるのと同じように詳細を記載する必要があるか？

→必ずしも同じである必要はないが、求職者が誤解を生じないよう、業務内容や就業場所、賃金について

記載する必要があるとしています。例えば、就業場所について、「就業場所の変更の範囲」は記載せず「雇入れ直後の就業場所」のみを示す形や、複数の候補を示し、「応相談」とする形、賃金について、「時給1,500円～」とする形でも、記載があれば、直ちに職業安定法第5条の4違反とはならないと考えられるとしています。

高齢者の雇用状況

厚生労働省「令和6年 高齢者雇用状況等報告」より

◆65歳までの高齢者雇用確保措置の実施状況と

厚生労働省は、従業員21人以上の企業237,052社からの報告に基づき、高齢者等の雇用の安定等に関する法律で義務付けられている「高齢者の雇用等に関する措置」について、令和6年6月1日時点での企業における実施状況等を取りまとめ、公表しています。

それによれば、65歳までの高齢者雇用確保措置について「継続雇用制度の導入」により実施している企業が67.4% [前年比1.8ポイント減少]、「定年の引上げ」により実施している企業は28.7% [同1.8ポイント増加] となっています。

◆70歳までの高齢者就業確保措置の実施状況と定年制の状況

また、70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業は31.9% [同2.2ポイント増加] となっており（中小企業では32.4% [同2.1ポイント増加]、大企業では25.5% [同2.7ポイント増加]）、65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は32.6% [同1.8ポイント増加] となっています。

就業確保措置を実施済みの企業について措置内容別に見ると、定年制の廃止は3.9% [変動なし]、定年の引上げは2.4% [同0.1ポイント増加]、継続雇用制度の導入は25.6% [同2.1ポイント増加]、創業支援等措置の導入は0.1% [変動なし] となっています。

高齢者の雇用、活用は人材確保の面からも今後さらに重要なテーマになっていくことでしょう。